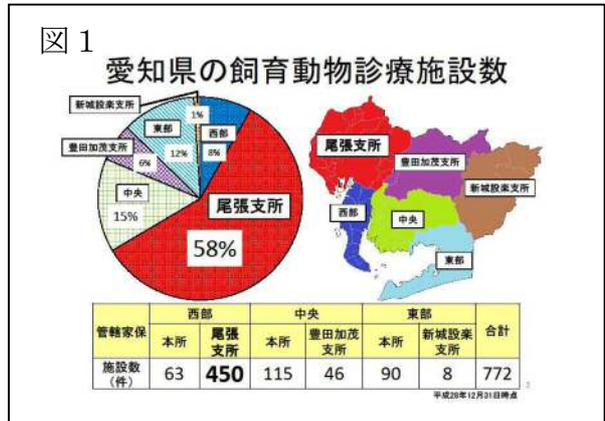


飼育動物診療施設の法令遵守向上の取り組み ～知らなかったでは済まない～

西部家畜保健衛生所尾張支所 たかはしりょうじ 高橋良治ほか

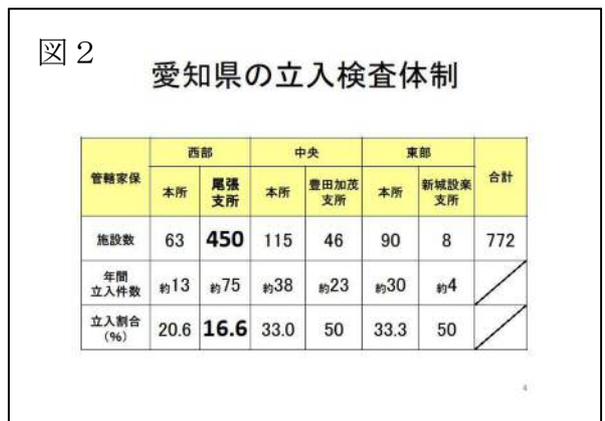
1 はじめに

県内には飼育動物診療施設（以下、施設）が772施設（平成28年12月末時点）あり、当支所管内にはそのうち58%にあたる450施設がある（図1）。毎年度、獣医師法・獣医療法に基づき施設の立入検査を実施しているが、平成28年度と平成29年度の立入検査結果から、遵守率の低い指導項目を調査するとともに、遵守率向上を目的とした取り組みを行ったので報告する。



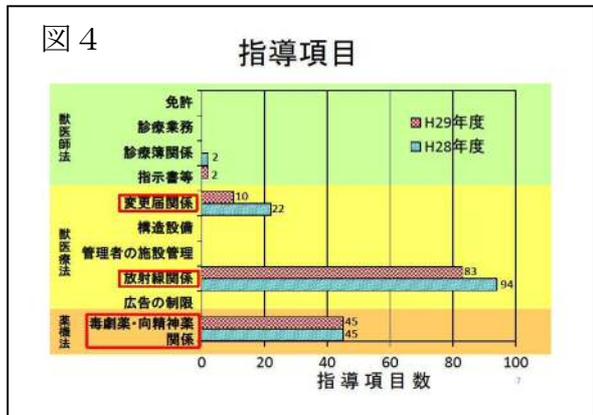
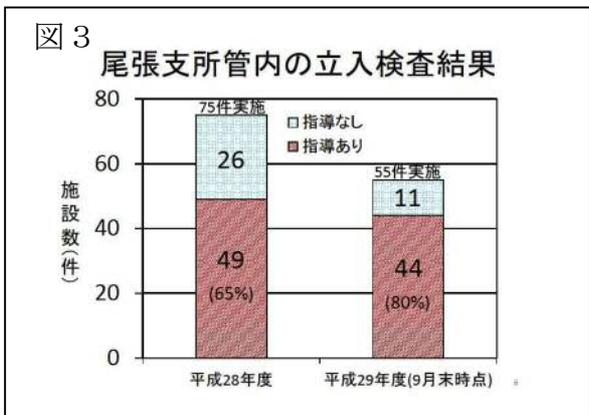
2 立入検査体制

本県の立入検査体制は図2のとおりで、当支所は施設数が多いため、立入割合が他家保よりも低い、これ以上立入件数を増やすことは他業務の兼ね合いから難しい現状である。



3 指導・遵守状況

立入検査は関係法令の各項目について不備がないか検査しており、その結果、平成28年度は75件中49件、平成29年度9月末時点では55件中44件で何らかの指導を実施した（図3）。指導内容は平成28、29年度ともに放射線関係が最も多く、次いで毒劇薬関係、変更届関係となっており、遵守率の低い指導項目は毎年同じであった（図4）。



4 取り組み内容

立入検査時の施設管理者への聞き取りの中で、法令の遵守事項を知らなかったとの発言があり、遵守率が低い要因の1つに、関係法令の知識不足や意義の理解不足が挙げられた。しかしながら、施設数も多く立入検査時だけでは非効率であることから、公益社団法人（以下、公社）愛知県獣医師会の協力を得て施設管理者が集まる機会を利用し、立入検査結果や遵守率が低かった放射線関係を中心とした法令解説の説明会を実施した。また説明会終了後、理解度を測るためアンケートを実施した。

さらに（公社）愛知県獣医師会及び（公社）名古屋市獣医師会に所属する施設管理者（約470施設）に向け、法令遵守徹底を促すリーフレットを配布した。リーフレットは放射線関係4項目、毒劇薬等の適正管理、変更届の提出それぞれ1項目にポイントを絞り、箇条書きとし、表裏1枚にとりまとめた。

5 取り組み結果

（1）説明会

内容については、説明会の参加者の全員がとも参考になった若しくは参考になったと回答した。分かりにくい項目については、「ない」が81%、「放射線関係」が19%、今後の説明会希望については、「希望する」「違う内容で希望する」が合わせて63%、「リーフレットのみで良い」が31%、「希望しない」が6%であった。

また、開催する際の形式について、「代表者が集まる役員会」が19%、「セミナーとの共催」が62%、「新規開設者のみを対象とした開催」が19%であった（図5）。

（2）リーフレット配布

配布後の立入検査の際、施設管理者が事前にリーフレットに目を通していたことで、遵守事項の補足説明がスムーズにでき、立入検査業務の効率化につながった。

6 まとめ

説明会は、施設管理者が集まる中で、遵守事項の趣旨や意義を含めて、集中して説明、質疑応答したことで、多くの施設管理者の理解度が向上し、効率的・効果的であった。リーフレットは、ポイントを絞った内容のみとし、分かりやすくしたことで、手軽に知識向上を補い、関係団体の協力を得て一括配布できたことで効率的であった。今後も法令の遵守率向上のために取り組みを続けていきたい。

